

村山市監査委員公告 第 16 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 8 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 財政課
2. 監査の期間 令和 7 年 9 月 25 日から令和 7 年 10 月 8 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監 査 の 結 果

【注意事項】歳入事務について

行政財産の建物使用料や普通財産土地貸付料等の私債権に該当する歳入事務について、納期限までに納付していない使用者に対し、文書での督促を行っていないことが認められた。